

## 募集要項等に関する FAQ

(共通)

Q. なかよしひろば外へ出向く活動を行う際のスタッフは、なかよしひろばに常時配置する職員の一部がこれに当たることも可能か。

それとも、常時配置する職員以外の職員が当たることになるのか。後者の場合、人件費等の不足の可能性はあるが、これは市との協議により委託料の精算は可能か。

A. なかよしひろば外へ出向く活動は、繁忙期や利用のピーク時を避け、常時配置する職員（以下「配置定員」という。）の一部が外出して活動する場合と、配置定員以外の職員が当たる場合の双方を想定しています。

業務委託料については、募集要項に示した額を最大額としているため、当該業務委託料内で支出できる規模での活動及び事業実施を検討してください。

(共通)

Q. 「保育士等の資格」とは、幼稚園教諭、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、臨床心理士などの、子どもの保育・教育、保健、福祉、心理等に関する相談、援助等が適切に行える者も該当すると考えて良いか。

また、「保育士等の資格を有する者」には、子育て支援拠点における一定期間の活動実績を持つ者も含まれるとして良いか。

A. 「保育士等の資格」とは、保育士（地域限定保育士を含む）、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、助産師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士を想定しています。これらの資格を有する者については、子育て支援拠点において一定期間の活動実績又は勤務経験を必須要件とはしません。

また、児童福祉施設、福祉事務所等において社会福祉主事又は児童福祉主事として3年以上の実務経験を有する者も「保育士等の資格」に含めるものとします。

(共通)

Q. 「保育士等に準ずる資格と市長が認める者」について、どのような資格が想定されるか。

A. 「保育士等に準ずる資格と市長が認める者」とは、次のとおりと考えています。

- ① NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会の地域子育て支援士（以下、「子育て支援士」という。）の一種の認定を受けた者
- ② 本市を含め、都道府県及び市町村が実施する子育て支援員研修の地域子育て支援拠点事業又は地域型保育の専門研修を修了した者
- ③ 子育て支援士の二種の認定を受けた者
- ④ 上記①～③のいずれにも該当しない者であって、児童福祉事業に 1 年以上又は 450 時間以上の活動経験又は勤務経験を有する者

ただし、「保育士等に準ずる資格と市長が認める者」を配置する場合、「保育士等の資格」を有する者を、常時配置すべき職員の 2 分の 1 以上置くこととしてください。

(共通)

Q. 「年 3 回以上行うこととされている各なかよしひろばの管理者等が参加する会議」について、開所日数や職員配置の関係から出席が難しい場合が考えられるが。

A. この項目は、各なかよしひろば同士の情報共有、サービスの平準化及びサービスの改善を目的として定めたものであり、運営上必要不可欠であると考えております。そのため、会議日程は繁忙期や利用のピーク時を避け、各なかよしひろばの業務状況、利用状況により調整を行い定めることを想定しております。

予定回数が実施できなかった場合等については、各なかよしひろばの運営状況を踏まえ、代替手段を検討、実施するなど配慮する予定です。

(共通)

Q. 施設見学会の実施はあるか。実施が無い場合、自由に見学に行っても良いか。

A. 施設見学会の実施予定はありませんが、見学の希望がある場合には、調整します。

(共通)

Q. 成田市から無償で貸与される備品リストは提示されるか。

A. 無償で貸与する主な備品については、別紙をご確認ください。

(子ども館)

Q. 常勤の管理者 1 名について、なかよしひろばに常時配置する 3 名のうちの 1 名 (常勤配置) として良いか。

A. なかよしひろばについては、「地域子育て支援拠点事業」として国及び県の補助金を活用して行う事業であるため、市の単独事業となるふれあいひろばの会計・経理とは明確に区分する必要があります。そのため、ふれあいひろば及びなかよしひろばの業務を所掌する管理者については、両方の業務を行うと明確に給与等を区分することができないおそれがあることから、管理者をなかよしひろばに常時配置する 3 名のうちの 1 名としては配置できません。

(公津の杜)

Q. 「全ての職員が参加する会議を月 1 回以上行うこと」について、休所日が月 1 回であり、コミュニティセンターの休館日と同一なことから、職員全員が参加する会議や研修の日程調整が難しいと考えられます。そのため、開所時間や休所日については、その都度相談可能か。

A. この項目は、なかよしひろば職員の情報共有、対応の平準化等の機会を確保することを目的として定めたものであり、運営上必要不可欠であると考えております。開所時間や利用状況により、会議等にあてられる時間も少ないことが考えられますので、どうしても会議等を行う時間が本来の開所時間では確保できない場合は、運営上会議を実施することの必要性を認め、利用者に事前に十分な周知を図る等の配慮をいたうえで、開所時間の変更を認める等、市側も柔軟に対応する予定です。